

議案第79号

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

清水町長 阿部 一 男

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和28年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の常勤特別職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用

する。

(平成 30 年度における期末手当の特例)

- 3 平成 30 年度に限り、この条例による改正後の条例第 4 条第 2 項中「100 分の 222.5」とあるのは「100 分の 232.5」に読み替えるものとする。